

入院したときの食事代を変更します

平成28年4月1日から入院時食事代の標準負担額が変わります。

◆食事療養標準負担額

対象者の分類		食事療養標準負担額
現役並み所得者、一般 ※1		変更前：1食につき260円
		変更後：1食につき460円 (ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円)
区分Ⅰ	非課税世帯で年金収入80万円以下 他に収入がない世帯	1食につき100円(据え置き)
区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円(据え置き)
	過去1年で90日を超える入院	1食につき160円(据え置き)
区分Ⅰ、区分Ⅱのいずれにも該当しない指定難病患者		新設：1食につき260円

※1 経過措置として、所得区分が現役並み所得者、一般の人で平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた者であって、平成28年4月1日以後も引き続き医療機関に入院する人については、当分の間、1食につき260円が適用されます。

○生活療養標準負担額についても同様に変更されます。

◆海外療養費の支給申請には添付書類が必要になります！

海外療養費の支給申請にあたって、

○旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

○保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた人の同意書
が添付書類として必要になります。

▼問い合わせ

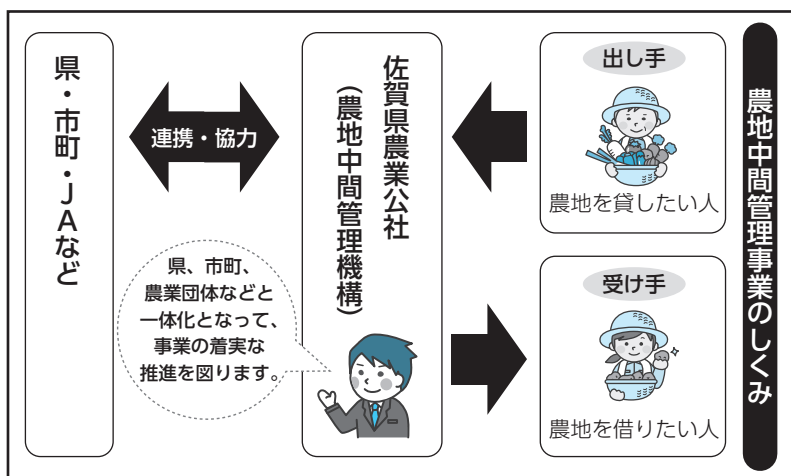
佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 64-84476

農地中間管理事業

貸付希望の申出・借受希望の応募を受け付けます

農地中間管理事業とは、佐賀県農業公社（農地中間管理機構として佐賀県知事から指定）が、農地の出し手から農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとする担い手に貸し付けることによって、農地の有効利用や地域の農地利用の効率化を進めていくものです。農地の貸付希望の申出・借受希望の応募は年3回を予定しており、1回目の応募を4月1日から5月6日まで受け付けます。なお、貸付希望の申し出は、いつでも受け付けられます。



貸付希望の申出・借受希望の応募について

貸付希望申出書および借受希望申出書は、農林課農地係（農業委員会）に用意しています。または、県農業公社のホームページからダウンロードすることもできます。

公社が借り入れることができない農地

- ・農業振興地域内の農用地等でないもの
- ・山林化している等再生不能と判定されている遊休農地など、農用地として利用することが著しく困難な農用地
- ・借受の応募状況などからみて、貸し付ける可能性が著しく低い農用地など

■提出先・問い合わせ

農林課農地係（農業委員会）

☎ 75-4831

佐賀県農業公社

佐賀市内八丁畷町8-1 佐賀総合庁舎内

☎ 20-11590

農業公社ホームページ

<http://saga-agri.or.jp/>

▼問い合わせ

農林課農地係（農業委員会）

佐賀県農業公社

☎ 75-4831
☎ 20-11590